

お知らせ

『京都地方税機構 催告センター』から電話による納税の呼びかけを行いますのでお知らせします。

令和5年9月4日

京都地方税機構広域連合長

『京都地方税機構 催告センター』からの電話による納税の呼びかけは、京都地方税機構から委託された民間事業者の専門オペレーターが納期限を過ぎている方へ自主納付の呼びかけを行います。

納税相談をご希望の方には所管する各地方事務所をご案内致しますので、各地方事務所へご連絡をお願いします。

民間事業者へ委託する『電話による自主納付の呼びかけ業務』は、平成19年3月27日付け総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」において、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用としての代表的な事例とされています。

業務委託に際しては、個人情報の保護や目的外利用の防止について、厳重な措置を講じています。

業務内容 催告書を発付した対象者へ電話による地方税の納付確認、自主納付の呼びかけ

開設日時

- ・ 9月19日（火）～10月13日（金） ※土日・祝日を除く。
午前9時から午後5時まで
- ・ 10月16日（月）～11月15日（水）※金・祝日及び一部の土日を除く。
午前11時から午後7時まで

開設場所

京都府庁内旧本館2階 京都地方税機構業務課 アウトソーサー室

『振り込め詐欺』にご注意ください！



京都地方税機構催告センターからの電話による納税の呼びかけでは、
こちらから口座を指定して振込みを求めたり、ATM機（現金自動支払機）の
操作を指示するようなことは絶対にありません。

このお知らせについてのお問い合わせ

京都地方税機構 事務局 業務課 徴収・電算システム担当 TEL 075-414-4444